

## 京都市持去り禁止ごみの持去り行為に係る行政処分の基準

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第41条第1項において禁止している、持去り禁止ごみが無断で収集し、又は運搬すること（以下「違反行為」という。）により、本市が廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び条例に基づき持去り禁止ごみを適正に処理しなければならない義務を適切に履行することを妨げる行為に係る、同条第2項に基づく行政処分の基準は、下記のとおりとする。

### 記

同条第2項に規定する、違反行為を行う者（以下「違反者」という。）に対する、違反行為の中止の命令（以下「禁止命令」という。）、若しくは無断で収集、又は運搬した持去り禁止ごみの返還の命令（以下「返還命令」という。）、その他の必要な措置を採ることの命令は次のとおり、行うものとする。

- 1 違反行為を確認したときは、違反者に対して、次に掲げる事項を指導する。
  - (1) 再度、違反行為を行わないこと
  - (2) 無断で収集し、又は運搬した持去り禁止ごみを返還すること
  - (3) その他の必要な措置を採ること
- 2 1 (1)又は(3)の指導を繰り返し行った後も、当該違反者が指導に応じないときは、当該違反者に対して、禁止命令その他の必要な措置を採るよう命じる。
- 3 1 (2)又は(3)の指導を繰り返し行った後も、当該違反者が指導に応じないときは、当該違反者に対して、本市が指定する場所への返還命令その他の必要な措置を採るよう命じる。

### 附 則

この基準は、令和7年8月15日から施行する。